

令和6年度 第2回海老名市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和6年7月26日（金）午前10時から

場 所：えびなこどもセンター 201会議室

1 開 会

2 議 題

（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）骨子
案について

3 その他

4 閉 会

骨子案（たたき台）

現時点ではモノクロですが、最終的にはカラーにします。

（仮）海老名市こども計画

（第3期子ども・子育て支援事業計画）

令和6年7月時点

海老名市

白紙

目次

第1節	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
5	計画の進捗管理	3
第2節	海老名市の状況.....	4
第3節	計画で大切にすること・めざすこと	6
1	こども・若者等の意見	6
2	基本理念	8
3	基本目標	9
4	施策体系	
第4節	施策の展開	
第5節	教育・保育等の量の見込み	
第6節	資料編	

骨子案として7月会議で
お示しする部分

市長さま挨拶文（後日追加）

第 1 節 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化による子育て世帯の減少、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより子育て世帯の孤立が課題となっているほか、女性の社会進出や就労形態の多様化など、こども・若者と子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を受け、国では令和 5 年度に「こども家庭庁」を設置され、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた「こども基本法」が施行されました。また、同法第 10 条において、「市町村こども計画」の策定が努力義務として位置づけられています。さらに、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱を一元化した「こども大綱」が閣議決定され、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けてスタートを切ったところです。そして、この社会の実現のためにはこども・若者や子育て当事者が意見表明することが重要とされており、当事者参画によるこども・若者政策が始まっています。

海老名市では、令和 2 年度に「第 2 期海老名市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「^{はぐはぐ}HUGHUG ^{E B I N A}えびな宣言のもと 子どもの笑顔が輝く魅力あふれるまち えびな」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。全国的に人口減少、少子化といわれる中、海老名市では都市整備や公共交通の利便性の向上も相まって令和 5 年 8 月には人口 14 万人を達成、特に海老名駅周辺で子育て世帯が増加しています。さらに、市役所周辺の市街化区域編入に伴う住宅開発が予定されており、こども・若者の増加に伴う、更なる保育・教育ニーズの充実等が求められます。

この度、第 2 期計画が令和 6 年度で最終年度を迎えることから、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指し、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体とした「（仮）海老名市こども計画」を策定します。

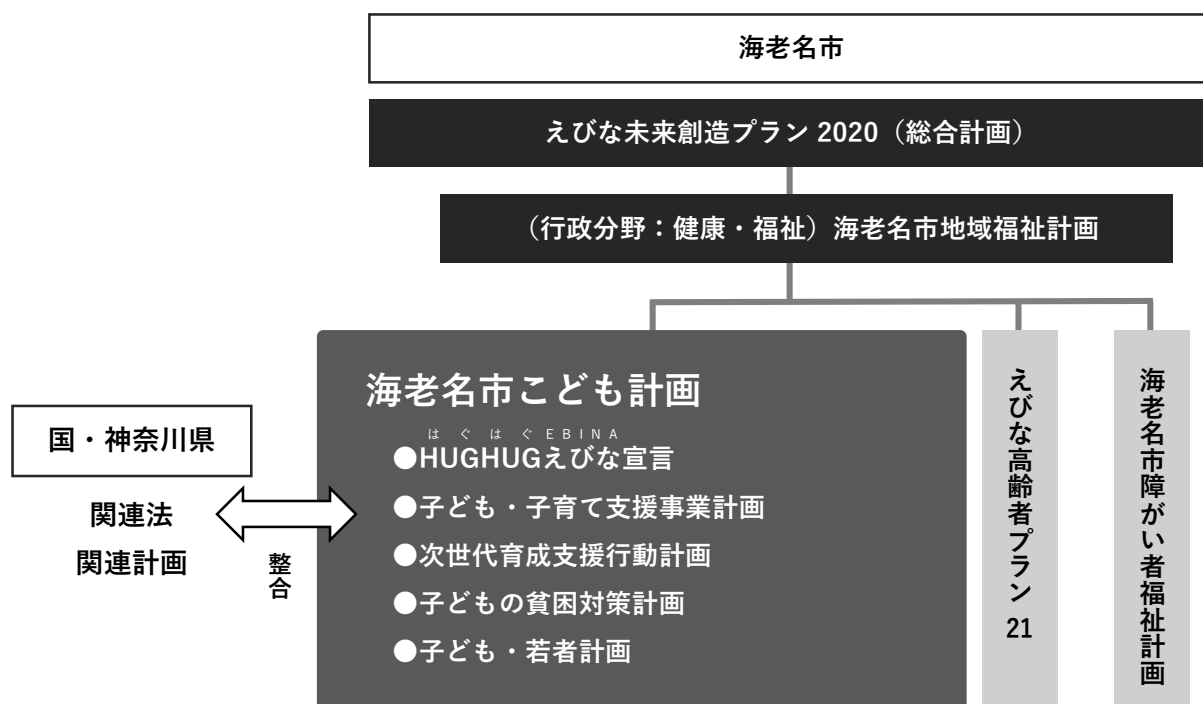
2 計画の位置づけ

- 本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画であり、以下の計画を含むものとします。

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- ②市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- ③市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策計画
（こどもの貧困対策の推進に関する法律第10条に規定）
- ④市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）

- 平成28年11月の「市制45周年式典」で発表した「^{はぐはぐEBINA}HUGHUGえびな宣言」の趣旨に基づき、子育てを応援するための必要な施策を推進します。

- 本計画の実施にあたっては、海老名市の最上位計画である、「えびな未来創造プラン2020」や福祉の上位計画である「海老名市地域福祉計画」及び「えびな高齢者プラン21」、「海老名市障がい者福祉計画」、その他の関連計画と連携を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期を含めたこども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね13歳から29歳まで、施策によっては概ね39歳まで）とその家族とします。また、地域社会全体でこども・若者と子育て世帯を支援するという視点では、全ての市民を対象として捉えます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。社会情勢の変化及び国や神奈川県の変向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。

5 計画の進捗管理

「子ども・子育て会議」において、継続的に計画の管理をしていくほか、基本施策・支援事業ごとに評価をしていくことで、市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に適宜対応していきます。

進捗管理		計画の期間（5か年）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
管理・運営		子ども・子育て会議				
計画の評価	基本施策	ニーズ調査の結果（5年に1回の評価）				
	中間見直し			中間見直し		
	支援事業	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況

ニーズ調査	・5年に1回実施されるアンケートです。 ・こども計画を策定するうえで、市民のニーズ（需要量）を調査・分析することを目的としています。 ・各施策を5段階で評価しています。（重要⇄重要ではない）
中間見直し	・国が示す基本指針において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（計画値）が実績と大きく乖離する場合は中間年に見直しを行うこととなっています。 ・国の考え方に基づき、必要に応じて適切な見直し作業を進めます。
実施状況	・毎年度、実施状況の確認を各課で行っています。 ・子ども・子育て会議の中で、前年度の実施状況に対して意見をいただいています。

子ども・子育て会議

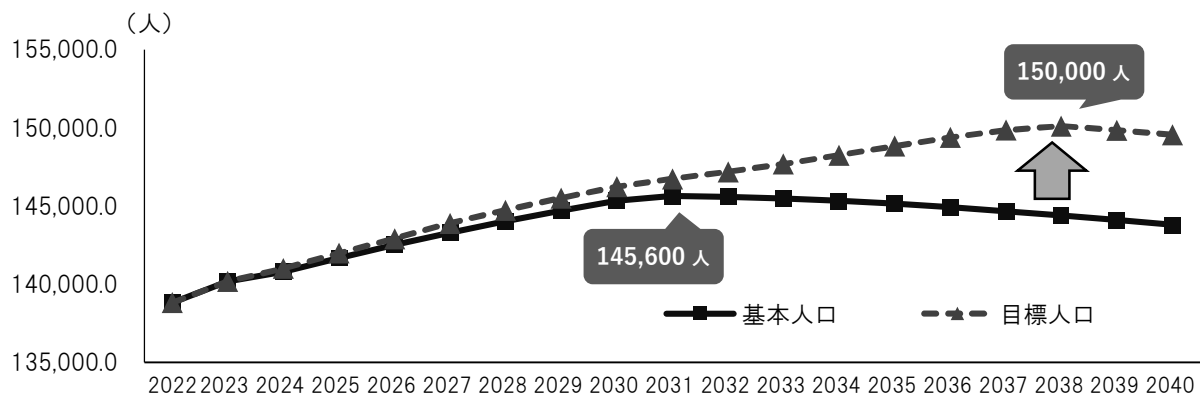
計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て世帯の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海老名市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

第2節 海老名市の状況

続く人口増加 将来的な目標人口を150,000人

海老名市の人口は、自然減（死亡数が出生数を上回ること）よりも、社会増（転入者数が転出者数を上回ること）が大幅に上回る状況で推移しています。なお令和5年1月1日時点の人口増加率（前年比）は1.46%増と神奈川県内1位となっています。

「海老名市人口ビジョン」（平成28年2月策定）の数値を上回って推移したことから、令和5年2月に「えびな未来創造プラン2020」の人口推計が見直されました。基本人口では、令和13年（2031年）の145,600人をピークに減少に転じる予測となっていますが、各種事業の推進による更なる転入増を見込み、目標人口を150,000人（令和20年（2038年））として掲げています。



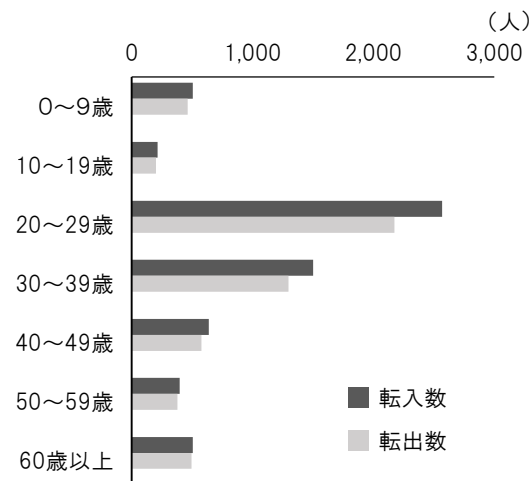
資料：えびな未来創造プラン2020

20歳代の転入超過／近隣自治体からも転入が進む

海老名市の転入・転出数に基づく人口増減を年齢別でみると、どの年代においても転入数が転出数を上回っています。特に20歳代において、転入数・転出数ともに大きくなっています。

また、令和5年の海老名市の転入・転出自治体をみると、転入数・転出数ともに横浜市が多くなっています。また、近隣の厚木市、綾瀬市、大和市からの転入が目立ちます。

■年齢別の人口増減数（令和5年）



■転入・転出先市町村（令和5年）※抜粋

市区町村	転入数	転出数	増減
横浜市	849	648	201
相模原市	340	340	0
厚木市	422	380	42
綾瀬市	313	241	72
大和市	291	217	74

単位：人

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

海老名駅前の開発

平成 14 年の複合商業施設「ViNAWALK（ビナウォーク）」の開業をはじめ、平成 27 年の大型商業施設「三井ショッピングパーク ららぽーと海老名」の開業、令和 7 年に完全開業予定の「ViNAGARDENS（ビナガーデンズ）」、高層住宅の建設など海老名駅周辺は商業・居住の両面で大きく発展しています。

同時に交通インフラの整備も進んでおり、令和元年に相鉄線と JR 線の直通線が開業、令和 5 年には相鉄線と東急線の直通線が開業するなど、都心や横浜への交通利便性が向上しています。

また、平成 29 年には、小田急・相鉄海老名駅と JR 海老名駅に挟まれた駅間地区一帯に「めぐみ町」が誕生しました。「賑わい創出エリア」「住宅エリア」「文化エリア」で開発が進められており、海老名駅を基点とした東西一体の中心市街地が形成されています。

【平成 7 年（1995 年）頃の海老名駅前】



【令和 5 年（2023 年）の海老名駅前】

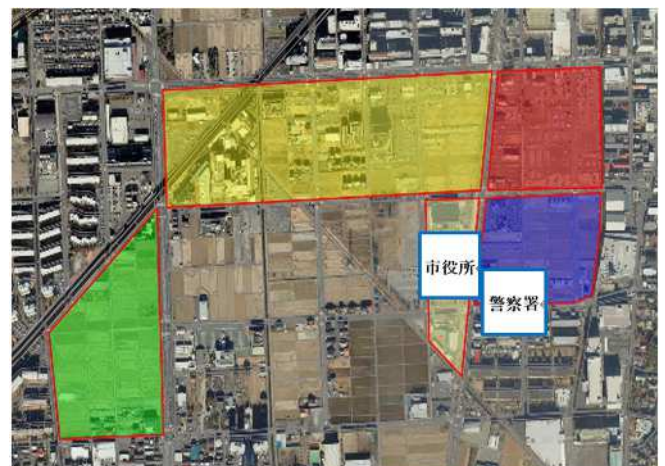


資料：海老名市

海老名市役所周辺の市街化区域編入

令和 6 年 3 月、海老名市役所周辺地区約 39.4 ヘクタールを市街化区域に追加することが決定されました。新たな商業施設やオフィスビルの建設、住宅地の形成など経済的・社会的な面での更なる発展が見込まれます。

資料：海老名市



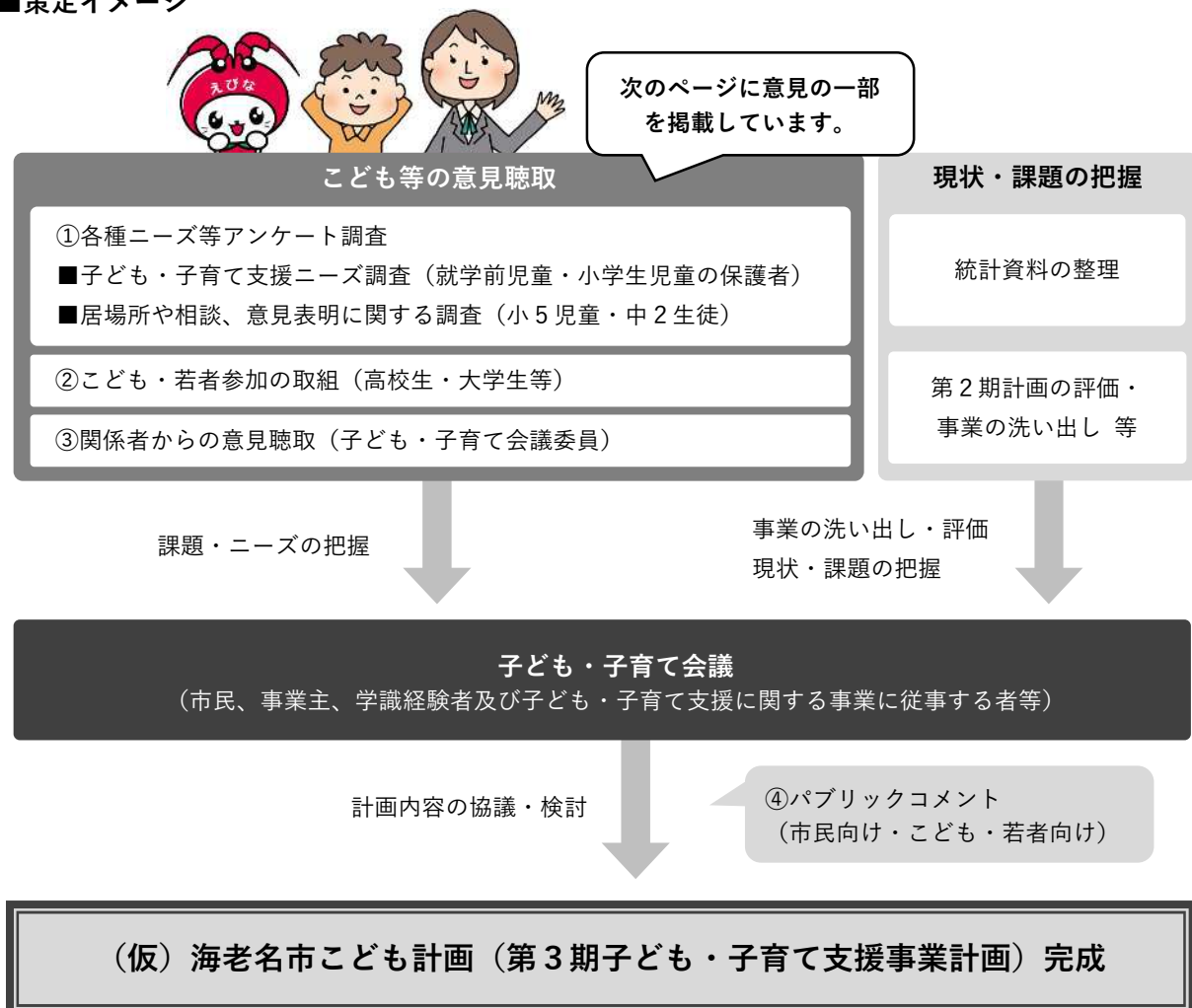
第3節 計画で大切にすること・目指すこと

1 こども・若者等の意見

こども計画の策定にあたり、こども・若者やこどもを養育する者、その他関係者の意見を幅広く聴取して反映するための必要な措置として、4つの手法を実施しました。

- ①ニーズ等調査の実施（こどもを養育する者の意見を聴取する。）
- ②こども・若者参加の取組を実施（こども・若者から意見を聴く場を設ける。）
- ③関係者からの意見聴取の実施（子育て関係者から意見を聴く場を設ける。）
- ④こども・若者に分かりやすい資料を用いたパブリックコメントを実施

■策定イメージ



どんな海老名市になってほしい？

安全・安心なまち！

優しいまち♪



楽しいまち♪

やりたいことを
応援してくれるまち！

* 小・中学生へのアンケート形式の意見聴取（令和6年3月実施）

将来望む海老名市の姿は？

安全・安心なまち

会社を立ち上げたりしたいときに、
サポートが手厚いといいなあ。

こどもがすくすく育つまち

子育てしやすい！
公園がいっぱいほしい！



過ごしやすいまち

治安がよい、自然が残っている、
自転車の通り道が広いといいね。

魅力的なまち

海老名はこれ！みたいなものがほしい！
みんなに知ってほしい！

* 若者の意見聴取（令和5年度実施「ぶらっとカフェ」）

こども・若者の困りごとを解決するためにどんなことが必要だろう？



繋がり 見守る 地域づくり

多くの人と話す場所を充実させる
人とかかわりを増やすことができる教育活動を推進
高校生・大学生に手伝ってもらう

人口増加に対して 地域・民間・行政が手を取り合い
サポートすることで、子どもたちが安心安全に育つえびな

道路や公園の整備を進める 相談のハードルを下げる
民間企業と連携した居場所づくりを推進



もっと子どものことを知って
みんなで子育てしようよ！

こどもの人権についてもっと知ってもらう
保育所なども連携して保護者支援に取り組む

* 子ども・子育て会議委員のワークショップ（令和6年3月実施）

2 基本理念



みんなでつくる

こどものみらい えびなのみらい

子どもの権利条約において、こどもは守られる対象であるだけでなく『権利を持つ主体』であると明記されています。大人や行政が「こども・若者のため」と一方的に考えるのではなく、こども・若者自身が海老名市の一人の市民として意見を主張できるよう、大人はこども・若者が意見を言える環境を整え、ともに考えていくことが求められています。

『みんなでつくる』には、こども・若者も含めた海老名市民全員が主体となり、希望と可能性に満ちた未来を創造するというメッセージを込めました。特にこども・若者は、未来の海老名を支える主役であり、その声をしっかりと聴き、施策に反映・検討することで、楽しく明るい社会の基盤を築くことができると考えます。また、地域・民間・行政がつながり、こども・若者が安全・安心に成長できる環境を

『みんなでつくる』ことは、海老名市全体の活力と連帯感の高まりを生み、さらに魅力あふれるまちになると考えます。



はぐはぐEBINA
HUGHUGえびな宣言に基づき、全てのこども・若者が希望を持って幸せに成長できるよう、笑顔輝く優しい未来をみんなでつくる、そのようなまちを目指して基本理念を設定しました。

はぐはぐEBINA HUGHUGえびな宣言 ～こども・子育てサポート指針～

- ①子どもを産み育てやすい環境を整え安心して子育てができるまちにします
- ②子どもたちが安全に元気に過ごせる環境を作ります
- ③海老名で育つ子どもたちの可能性を広げるための取り組みを進めます



海老名市イメージキャラクター
えび~にゃ

3 基本目標

基本目標Ⅰ【安心えびな】安心してこどもを預けられる保育・教育の環境づくり

- 保護者が安心してこどもを預けられるよう、保育・教育施設の整備を計画的に進め、待機児童の解消に努めます。また、こどもが放課後の時間を豊かに過ごせるよう、安全・安心な居場所を提供します。
- 病児・病後児保育事業や一時預かり事業など多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保や利便性の向上などを推進するとともに、保育人材の確保など質の向上に努めます。

基本目標Ⅱ【健やかえびな】こどもを健やかに産み育てられる切れ目のない支援の充実

- 保護者の出産・育児不安を軽減し、健やかにこどもを産み育てられるよう、妊婦健康診査や各種乳幼児健康診査などを通じて切れ目のない支援を行います。
- 妊娠・出産・子育て・保育等こどもの成長段階に応じた情報の提供や相談体制を充実し、正しい知識の普及を図ります。
- 安心して子育てできるよう、子育てや教育に関する経済的負担の軽減につなげます。

基本目標Ⅲ【きらめきえびな】こども・若者の可能性を広げる機会の充実

- こども・若者が豊かな人間性・社会性を身につけ、健やかに自立できるよう、自主的な体験活動や多世代との交流の場を提供します。また、こども・若者が安心して過ごせる場を地域の中で持てるよう、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。
- 働き方が多様化する中で、キャリア形成の基盤となる職業能力を培えるよう支援します。また、ハローワーク厚木と連携しながら、一人ひとりに合った就労支援及び定着支援を行います。
- 不安や悩みを抱えるこども・若者やその家族に対して、相談体制の充実を図ります。

基本目標Ⅳ【つながりえびな】支援が必要なこどもや家庭を支える環境づくり

- 障がいのあるこどもやひとり親家庭、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境の中で安定した生活を送ることができるよう、必要とされる支援を関係機関と連携して取り組みます。
- こどもを虐待から守れるよう、関係機関との連携により児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見・早期対応に努めます。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全てのこども・若者が十分な学習機会や多様な経験を確保し、それぞれの夢に挑戦できるよう、経済的困難を抱える家庭への支援や関係機関との連携強化を図ります。

基本目標Ⅴ【支え合いえびな】地域でこども・若者の成長を支える社会づくり

- こども・若者の成長を地域全体で支えるため、地域住民がこども・若者や子育て世帯と交流できる場をつくるなど、地域の子育て力向上につなげます。
- こども・若者が犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、発達段階に応じた安全教育を推進します。また、地域住民による見守りやパトロールなど、地域全体でこども・若者を見守り、育てる意識啓発や環境整備を推進します。